

（）（）（）誠実・信頼・和を大切に！（（（



広報

せきわいわ 水系

2009.10.1
第9号

題字：理事長 太田三男



▲完成を喜ぶ関係者



▶竣工記念碑の除幕を行う関係者
(上越市下百々・上江保倉地区)
第2号揚水機場



県営ほ場整備事業(担い手育成型) 上江保倉地区竣工

～地元組合員の夢がかなう～

6月29日、保倉・三和地域で取り組んできた県営ほ場整備事業(担い手育成型)上江保倉地区が完工したことにより、竣工式典が挙行されました。

当日は、事業主体の新潟県はじめ土地改良関係者など約50人が出席し、完成を祝いました。当地区は完成までに、13年の歳月を費やし地元組合員にとっては長年の夢がかなうとともに、集落営農組織による農地と農作業の集積を進めるなかで、農業の担い手と経営体の育成を図ります。

事業概要

事業費：63億9750万円
事業内容：区画整理工380.2ha 暗渠排水工368.6ha
区画形状：1ha区画（長辺125m×短辺80m）
パイプかんがい方式ほか
事業年度：平成8年度～平成20年度



▲厳粛なムードのなか行われた竣工式
(上越市春日新田:うちやま料理店)

Contents

もくじ

- 第7回臨時総代会理事長挨拶・来賓祝辞 2～5
- 平成20年度決算・財産目録概要 6
- コラムほか 7～11
- お知らせほか 12

土地改良区の概況	
●面 積	6,800.9ha
●組合員	5,746名

〒943-0185 新潟県上越市大字長面14番地1
TEL【総務課】 025-522-5722 FAX 025-522-5724
【管理課】 025-522-5723
【整備課】 025-522-2447
【ダム管理課】 025-524-8800

●発 行：関川水系土地改良区
●責任者：理事長 太田三男
●編 集：総務課

平成21年度 第7回臨時総代会開催



関川水系土地改良区
理事長
太田 三男

理事長挨拶要旨

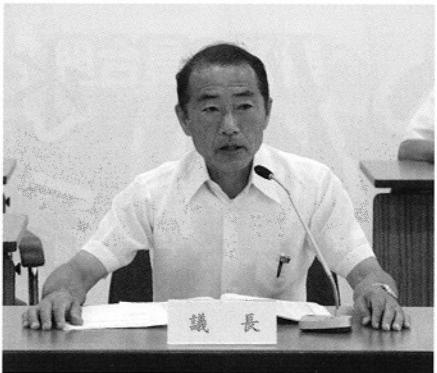
はじめに

提出議案7件原案どおり承認・議決！

去る8月7日、当土地改良区会議室において、上越地域振興局農林振興部上石副部長様のご臨席をいただき、臨時総代会が開催されました。

開会にあたり、大田理事長のおいさつ後、第8選挙区三和地区の高橋秀雄総代が議長に選任され、平成20年度決算など7件が上程され、慎重審議の結果、原案どおり満場一致で承認・議決されました。

▲議事進行を図る高橋秀雄総代
(上越市三和区田)



本日はご案内いたしました第7回臨時総代会開催にあたり、総代の皆様には、ご多忙のところご出席していただきありがとうございます。また公務ご多端の中、上越地域振興局農林振興部上石副部長様を来賓としてお迎えし、開催できますことに對し、ここに深く感謝申し上げます。

るであります。ちなみに、昨日の新潟日報に作柄指数が掲載されておりましたが、「やや不良」ということで「作況指数97」との発表があります。決して、豊作ではないと考えています。

長かった梅雨もようやく明けました
が、本土地改良区の水瓶である笹ヶ峰
ダム・野尻湖は雨天続きのため、現在
では満水位状態です。今後、水の心配
はありませんが、7月の天候不順で、
上越の日照時間は平年の39パーセントとの発表
です。米の収量に悪影響があることは
避けられない状況ともいわれており、

改革元年の位置づけと中間検証

合併後2か年余り経過しましたが、厳しい財政状況下において、当初5か年間は現状維持との協議が交わされました。その後、社会情勢の変化は誠に厳しい限りであり、百年に一度といわれる世界的不況が吹き荒れ、報道機関のデータによると昨年度の農家家計実態調査では、農業・農外収入などを合わせて1世帯当たりの平均収入金額は対前年比11.6%減との結果です。ことさら、農業の先行きに暗雲が垂れ込み、厳しい右肩下がりの状態が当分続くことが予想されます。

このため合併前に検討した財政計画等の見直しを行うことにより、土地改良区財政の健全性を確保し、土地改良区の適正な組織運営基盤の強化を図ることを目的に、理事会の諮問機関として経営検討委員会を設置し、昨年度4



▲水稲生育の様子（上越市下池部）

そして、実施後の中間検証として、業務体制の見直しについては、一部の担当課では目的達成までに少し時間がかかるものも見受けられますが、総体的に効率的な運営がなされておると評価いたします。特筆されるものとして、昨年度、職員・嘱託職員・臨時職員を合わせて39名体制が、今年度から臨時職員の雇用は削除し派遣職員を含めて33名体制に切り替えました。さらに、派遣職員は必要なときだけ雇用することで、誠に合理的な事務運営がなされています。

また、今までの時間外勤務手当についても、業務命令や業務分担の見直しを行ふとともに、休日勤務の原則代休制を徹底した結果、大幅な削減が図られました。

その他、予算編成体制の見直し・新たな賦課金の徴収による財政調整基金からの取崩しの抑制と公平性の確保、また、今年度、希望者はありませんでしたが、早期希望退職制度・勧奨退職制度も今後引き続き取り組む所存であります。

去る7月21日に第5回経営検討委員会を開きました。主たる検討事項として、職員の年齢構成が50代と30代に集中しております。ここ10年来、新規職員の採用をしていないことから、新規職員採用も視野に入れたなかで検討を進めています。厳しい農家経済状況から、組合員より職員給与水準の問い合わせもあり、他の農業団体の給与を参

回の検討を行いました。その答申は平成21年度予算及び業務体制に反映されています。

厳しい状況下での、今年度管内の工事発注予定であります。事業実施地区は8地区あります。面工事・ため池工事・暗渠工事と、全地区完了までには現在の予算状況からして、先の見えない状態であります。今年度、既に発注済みの工事は、10件で6億9000万円余りが発注され、今後の予定として、9件が、遅くとも9月までに発注の予定です。

中でも三和南部・中江北部第2地区は面積も大きいことから、早期に完成

ほ場整備の促進

やそれを教える先生から「今の時代と違う人力で昔は用水路を掘つたり、隧道を掘つたりして、引水した昔の人の工夫や苦労が知りたい」という質問が多く寄せられたことから、国・県に要望し、平成22年度の補助事業で新たに信濃町赤川地区廃棄物最終処分場問題

農業用水水源地域保全対策事業の計画変更
平成19年度に補助事業により、流域マップ地形模型を作成した結果、7月末で1000人余りの見学者が訪れました。農業用施設の重要性について、多数の人から認識していただきました。ことに小学校の総合学習の一環として現地学習会を行い、大変な好評をいただいております。

この問題が提起されたのは昨年8月で、その後1年になろうとしています。長野県への設置反対の陳情や、11月には上越地域農業水産団体連絡協議会を結



▲慎重審議する経営検討委員



▲急ピッチで進められている工事
(中江北部第2地区：上野市下野田)



▲地形模型ジオラマに興味を示す子どもたち
(農業用水水源林現地学習会)



▲信濃町・上越地域合同産廃処分場反対集会の様子
(信濃町柏原：信濃町総合会館)

考にして改善策を講じなくてはならない等、今後の課題が提起され、引き続き検討していくこととしています。理事者としては、職員に対し、より一層の緊張感と意識改革を求めるところであります。

するよう上級機関に飽きられる程、足を運び、予算付けを陳情します。

近隣の土地改良区のように整備が済み維持管理体制が確立することを願うものであります。

模型製作が決定となりました。ただし、本土地改良区での負担は、一切ないことをお繋ぎしておきます。

この模型ですが、上江用水は山の裾野を通過するという地形的な要素があります。これには、隧道を掘つて下流に流下せねばならないという難工事が余儀なくされました。妙高市川上集落の民家の縁の下をうがつた延長220メートル、清里区岡嶺の三丈掘の延長660メートルが全国的に有名であり、そんな先人の苦労の結晶をジオラマにして展示する計画であります。その完成によつて、さらに多数の見学者が来られることを期待しております。

設置場所は40メートルもの火山灰等が堆積した急峻極まる山頂付近です。集中豪雨による鉄砲水が災いした山口県が良い例で、ある日突然の豪雨が来れば関

成し、反対意思表示をしています。また、地質学者による学習会で一般市民へのPRを経て、計画が地形・地質から危険地であることが認識されています。最近では当該地である信濃町でも行政を含めての連絡協議会が結成されようとしております。

言わんとする趣旨は、国民生活に欠くことができない大切な施設であることは十分承知はしておりますが、母なる川「関川」が流れる急峻な山間地に設置する計画には断固反対します。近く、長野県側と本県側とで設置阻止の大決起集会を計画中であり、一般組合員にも多く参加者を募る予定であります。

川に流出することは間違いありません。

歴史の紐をとけば、先人小栗美作翁が苗名の滝をさらに登り野尻湖に水源を求めたお蔭で、我々農民は、今日の米づくりに誇りをもつて精進しておるわけです。美作翁が敏腕であつたため、その妬みを買ひ、非業な切腹から来年度は330回忌を迎えるとしています。

その当該地、赤川で実施されたとし

たら美作翁に恨まれる結果にもなりかねないと危惧しています。今後、将来において子々孫々に恨まれることで大きな禍根を残す結果になってしまします。一業者の生きようとするための計画に決して、安易な妥協はできません。一念岩をも通すという諺のごとく強力な信念でぶれることなく対応する所存であり、皆様の絶大なるご協力を切に願うものであります。

関川地区土地改良区連合の賦課金について

以前からも度あることにお繋ぎしてあります地域整備方向検討調査「関川Ⅱ期地区」であります。平成7年の集中豪雨でのダム内の土砂堆積・観測機器更新・小水力発電など課題が沢山あります。堆積土砂の排除は国の事業で全額国県負担ですが、後者2件は地元の負担が相応にかかります。関川連合としても経営検討委員会を立ち上げ綿密な検討を重ねた結果、基本財産積立金は取り崩さないという結論に達しました。この決定により、平成22年度から、組合員の皆様より新たに賦課金をいただきねば関川連合が運営していく

けない状態であります。賦課単価などの詳細については、今後検討をしなければなりませんが、いずれPR版を受

益者各位に配布してご理解をいただきたいと思っています。前述のように厳しい農業情勢の中での負担増について私は、私自身としても心穏やかではありませんが、何分のご協力を願うものであります。

各種の受賞

今年に入つて県土連・県農村技術連盟・国土交通省など上級機関・団体から、関川水系土地改良区の様々な活動に対し、功績が認められ受賞する名誉ある機会がありました。主に、土地改良区が行つている21創造運動、いわゆる土地改良区のPR活動の功績と、客水地区の皆様との合意について評価され受賞となつたものであります。こと

最後に

最後になりましたが、平成20年度収支決算と平成21年度補正予算を提案しました。繰越しも20億2400万円余りとなりましたが、合併直後の平成19年度との比較では3300万円余りの減額であります。現在行つている改革の効果が必ず数字で表現できるものと信じているところであります。慎重審議をいただき、原案どおり議決・承認下さいますことをお願いいたし、一言の挨拶といたします。

ほ場整備の発注状況

平成21年度も4か月余りが過ぎ、皆さんご心配の面工事を含む、ほ場整備工事の早期発注に努めて来たところであります。

当関川水系土地改良区関係では、入札方式の関係で「三和南部地区第16次工事」が8月末の契約となります。他の面工事につきましては7月末までに予定面積の87%余りが発注され、各区で工事説明会が実施されているところであります。



▲事務局の説明に耳を傾ける総代各位



上越地域振興局農林振興部
農村振興担当副部長

上石 昇様

来賓祝辞要旨

上越地域振興局農林振興部
農村振興担当副部長

上石 昇様

に客水地区との合意については、客水地区の皆様と土地改良区がお互いに歩み寄り合意にいたつたことから、客水地区の皆様とともに受賞したものと自分なりに解釈しております。

これらの受賞については、一重に組合員の皆様のご理解・ご協力の賜物であります。

関川水系土地改良区の誉であります。関川水系土地改良区の誉であります。

もあり、理事長室に掲示してありますので、お気楽に見学にいらして下さい。

潟地方気象台によれば、本県も7月は平年より晴れた日が極端に少なく、上越地域では日照時間が65・2時間で平年(154・8時間)の42%程度といふことであります。これから急に天候が好転することは考えにくい状況で、8月も全国的に日照不足が続くのではないかと予測されています。

新潟県では低温に対する水稻の緊急情報として穗肥の適正な施用やコシヒカリBLの穂いもち対策について周知したところであり、発病等が心配される場合は早めに指導機関に相談されるようお願いします。

はじめに、本日は、関川水系土地改良区の臨時総代会の開催おめでとうございます。皆様方には、経営体育成基盤整備事業をはじめ農業農村整備事業の推進に特段のご協力を賜り、この場をお借りし心より御礼申し上げます。

さて、8月に入り農業新聞などでは、日照不足による生育遅れや病害の発生が懸念されるとの報道であります。新潟地方気象台によれば、本県も7月は

等々を重視し地区別割当が実施されています。管内においては、農地整備課より現状と高度な取り組み状況をつぶさに現地調査いたしましたなかで、今年度、当初当額は県全体で対前年比98・3%は他地域より高い状況ではあります。ところ100・8%と極めて高い評価をいただきました。確かに集積状況は「板倉西部」「上江保倉」2地区が完了し12地区と減になつたなかでの今年度、当初予算割当状況は頭が下がる思ひであります。

各役員の皆様には引き続き円滑な事業推進にご協力を願います。さて、去る6月29日に、近年においては管内最大の受益面積である「上江保倉地区」が13年の歳月を経て完了しました。

〔農地有効利用支援整備事業 (平成21年度) 創設

本事業は、平成21年度新規事業(平成21～23年度)として、世界の食糧需要による多様な生産条件が整つた訳で、関係者の皆様に心よりお喜びを申し上げます。

併せて、将来にわたつて適切に維持され食料の安定供給に向け、より一層効率的で安定的な農業経営に取り組まれ、魅力ある農業・農村が早期に実現されます。

月から来年度の予算要求が始まっています。予算要求の方針として昨年度から適正な事業管理の下、積極的に暗渠の取り組みが阻害される場合があります。



▲質問する高橋信雄総代

排水を取り組むことや農地集積状況等々を重視し地区別割当が実施されています。

管内においては、農地整備課より現状と高度な取り組み状況をつぶさに現地調査いたしましたなかで、今年度、当

初割当額は県全体で対前年比98・3%は他地域より高い状況ではあります。ところ100・8%と極めて高い評価をいただきました。確かに集積状況は「板倉西部」「上江保倉」2地区が完了し12地区と減になつたなかでの今年度、当初予算割当状況は頭が下がる思ひであります。

私どもいたしましては、この評価を真摯に受け止め農業農村整備に対応し、一丸となつて邁進していく所存であります。

なお、今後とも未同意者が存在した地区に問題が生じているケースは、当然マイナス加算されることも十分ご承知置き下さい。

その後、4月10日に「経済危機対策」が決定され、現在の国費ベースでは200億円の事業費となっています。当初の営農体系の変更がなされる場合に、部分的な農地の排水条件の改良や用排水施設の変更など簡易な基盤整備(200万円未満/1か所)の他に、「経済危機対策」では、

○施設管理の省力化を図るための簡易な整備(ゲートや除塵機の自動化等)
○暗渠排水、地下かんがい施設等の整備は、1000万円未満/1か所まで(平成21年度のみ)

また、

○耕作放棄地を発生しかねない状況にある、当該農地及びそれを受益地に持つ施設整備は、200万円未満/1か所までが追加されています。

耕作放棄地という部分に適合すれば、かなりの施設の改修・改良が図れると思いますので、お困りの施設等がありましたら、早めに土地改良区に相談していただきたいと思います。

なお、負担割合は国55%、残り市と地元ということになりますが、市の部分については「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」で措置されております。市と地元の持ち分については、現在、上越市で調整中と聞いております。ちなみに、現在までの管内要望状況は57件、事業費で6千500万円余りとなっています。最終希望調整が9月たところです。

併せて、当土地改良区関連でも関川II期地区で検討している「小水力発電等技術強化対策事業」が経済危機対策として事業創設されました。本事業により関川II期地区の概略設計を今年度取りまとめる方向で現在、検討されています。

最後に

関川水系土地改良区のさらなる発展と本日参集の皆さんのご健勝をご祈念申し上げまして、総代会に当たりまして一言お祝いの言葉とさせていただきます。



▲閉会あいさつを述べる瀬澤副理事長

一般会計

平成21年度繰越額 15,520,497円

(単位:円)

収入項目	収入済額
1. 賦課金	226,915,836
2. 負担金	33,295,159
3. 使用料及手数料	12,618,156
4. 補助金	56,408,801
5. 受託収入	5,309,547
6. 財産収入	673,157
7. 繰入金	28,157,828
8. 繰越金	29,358,120
9. 諸収入	3,877,838
10. 長期借入金	4,230,000
11. 清算金	650,127
収入計	401,494,569

支出項目	支出済額
1. 事務費	172,596,601
2. 維持管理費	38,622,189
3. 団体営農事業費	8,122,127
4. 維持管理適正化事業費	31,155,070
5. 借入金償還金	87,270,193
6. 負担金及分担金	27,632,426
7. 積立金	19,989,988
8. 諸支出金	585,478
9. 予備費	0
支出計	385,974,072

ほ場整備事業特別会計

平成21年度繰越額 3,705,276円

(単位:円)

収入項目	収入済額
1. 賦課金	117,532,923
2. 補助金	93,814,000
3. 受託事業収入	22,331,950
4. 用地費	22,719,531
5. 負担金	31,879,981
6. 長期借入金	141,593,000
7. 諸収入	950,126
8. 繰越金	13,022,438
9. 繰入金	67,455,714
10. 徴収金	17,747,440
11. 換地処分清算金	309,194,048
収入計	838,241,151

支出項目	支出済額
1. 借入金償還金	193,804,991
2. 分担金	157,172,688
3. 団体営農事業費	7,352,000
4. 受託事業費	80,983,594
5. 積立金	0
6. 維持管理費	43,665,447
7. 繰出金	1,299,324
8. 交付金	17,747,440
9. 予備費	0
10. 諸支出金	910,464
11. 換地処分清算金	331,599,927
支出計	834,535,875

積立金特別会計

平成21年度繰越額 2,004,909,675円

(単位:円)

会計名	収入済額	支出済額	収支差引額
財政調整基金積立金	733,636,774	51,767,260	681,869,514
基本財産積立金	351,177,149	371,729	350,805,420
決済金積立金	131,430,766	4,068,747	127,362,019
職員退職給与積立金	170,817,747	26,127,560	144,690,187
用地費等積立金	399,048,962	0	399,048,962
事業積立金	316,931,073	15,797,500	301,133,573
計	2,103,042,471	98,132,796	2,004,909,675

財産目録

[資産の部]

平成21年5月31日調製 (単位:円)

科 目	金 額
1. 流動資産	24,235,007
現金・預金	(19,225,773)
(1)一般会計	15,520,497
(2)ほ場整備事業特別会計	3,705,276
未収入金	(5,009,234)
未収賦課金	1,896,336
平成20年度分	1,894,227
過年度分	1,218,671
その他未収金	水路使用料 平成20年度分ほか
2. 特定資産	2,004,909,675
財政調整基金積立金ほか	
3. 固定資産	240,371,854
土地	上越市大字長面14番地1ほか 68,591.57m ²
建物	関川水系土地改良区事務所・旧新道事務所・ 旧稻荷中江事務所
什器備品	事務所什器備品
資産合計	8,047,142
	2,269,516,536

[負債の部]

(単位:円)

科 目	金 額
1. 長期負債	2,156,879,167
農林漁業資金借入金	3,85件
平準化資金借入金	9件
	2,111,778,167 45,101,000
2. 短期負債	972,234,741
決済金積立金	127,362,019
退職給与積立金	144,690,187
用地費等積立金	399,048,962
事業積立金	301,133,573
負債合計	3,129,113,908

【注記】固定資産の集計方法について

建物・車輌運搬具・什器備品については、定額法による減価償却を実施し、期末簿価の集計である。

*土地については、上越市固定資産課税明細書に記載の評価額の集計である。

平成20年度決算・財産目録概要

経営検討委員会中間検証を実施

～業務改善等の中間検証について～

合併前に検討した財政計画等の見直しを行うことにより、土地改良区財政の健全性を確保し、土地改良区の適正な組織運営基盤の強化を図ることを目的に、理事会の諮問機関として経営検討委員会を設置し、昨年度4回の検討を行いました。その答申は平成21年度予算及び業務体制に反映されています。

そして、平成21年度に入り3か月を経過したところで中間検証を行うため、去る7月21日に第5回経営検討委員会を開催いたしました。検証の主な内容は次のとおりです。

1. 業務体制の見直し

- ・退職者の補充を行わなかったため、人件費が約13,500千円減となつた。
- ・ダム管理課の新設と整備課の業務体制とそれに伴う人事異動を行なうことにより、効率的な業務体制となつた。

2. 予算編成体制の見直しと新たな賦課金に伴う状況について

- ・予算編成体制の見直しと新たな賦課金の徴収により、平成21年度予算の財政調整基金積立金からの一般会計・ほ場整備事業特別会計への取崩しは前年度と比べ▲22,480千円（74,518千円〔H20当初予算〕に対し52,038千円〔H21当初予算〕）の抑制が図られた。

3. 給与・手当について

- ・時間外勤務手当、災害時等特別勤務手当の見直しと人事異動を行なった結果、大幅に時間外勤務手当の削減が図られた。平成21年4月～6月の時間外勤務時間317時間（前年度比較▲774時間）

4. 早期退職制度・希望退職制度の創設

- ・本年度、希望者はいなかつたが、引き続き取り組むこととする。

また、平成21年度では引き続き業務改善の検証をするとともに、新たに次の内容についても検討していくこととしています。

- ・全体の業務体制と新規職員の採用について
- ・関川水系土地改良区の土地改良施設の維持管理計画について
- ・職員給与・手当について
- ・その他



▲中間検証を実施する検討委員

中高生が職場体験 ～社会人育成に寄与～

8月5～7日、新潟県立上越総合技術高等学校環境土木科の2年生4名が、8月24～28日には、上越市立雄志中学校の2年生2名が、就業体験に来訪されました。

当土地改良区では、職場体験を通じて、就業観や勤労観を育み、働くことの意義や自分の将来を明確に考え、主体的に行動できる生徒の育成に寄与するものと考えています。また、上越市における将来の担い手を育成する絶好の機会として、当土地改良区では、中学校、高校に対し、全面的に協力しています。

当土地改良区の業務を体験したこと、生徒の将来に少しでも参考になり、立派な社会人となることを期待しています。



▲溶接作業をする高校生



▲職場体験が終わり修了証書を手にする中学生

農業用水水源地域保全対策事業の取り組み ～農業用水と水源林のかかわりを学習～

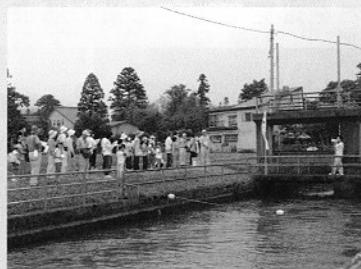
本事業は、平成19年度より農業用水と水源林の関わりを広く地域住民の皆さんから理解をしていただくため、取り組んでいます。水源地である笛ヶ峰ダム・野尻湖から各幹線用水路までの水の流れや土地改良施設を知ることができる「地形模型ジオラマ」は、本事業により作成され、これまで約1000名を超える方から、見学をいただいている。

本年度も7月12日に新聞の折込チラシとして「広報せきかわ水系特別号」を、上越市（頸北・東頸地域を除く）・妙高市の1円、64,200部を配布しました。また、7月26日には「農業用水水源林現地学習会～上越米のおいしさのひみつをしおろう～」を開催しました。

当日は、小学生の親子など48名の参加者を対象に、笛ヶ峰ダム、野尻湖などをバスで移動しながら現地学習会となりました。毎日食べている上越米が、なぜ、おいしいのか？参加者は、農業用水と水源林のはたらきを現地でふれることによって、理解できたのではないでしょうか。



▲森林のはたらきを学ぶ参加者（妙高市杉野沢）



▲大熊川サイフォンの仕組みを学ぶ参加者（上越市板倉区熊川）

「信濃町赤川地区産業廃棄物

→計画阻止に向けて信濃町・上越地域が合同で反対決議!→

長野県上水内郡信濃町赤川地区に計画されている廃棄物

件により当管内の貴重な水源である関川を汚染する恐れがあるとして、JAえちご上越など16団体で組織する上越地域農業水産団体連絡協議会（太田三男会長）で反対行動に取り組んでいます。

かで反対行動を行うこととな
りました。

9月5日、信濃町総合会館2階大ホールにおいて、両団体の関係者や住民約220名が参加して、上下流域が一体となつた反対集会が開催され、当土地改良区の役員全員も出席しました。

松木信濃町長は「計画地は地形や地質的に危険な場所であり、上流を預かるものとしても容認できない」と、計画反対を表明しました。

建設予定地周辺の地形や地質の調査に携わった野尻湖ナウマンゾウ博物館の近藤洋一学芸員は「断層があり、地震が起きたときに地盤が沈む現象を防ぐため、離れた場所で地震がある」と述べた。

河波良神社例大祭奉行
稻荷中江の鎮守
「塚田五郎衛門」に感謝
6月20日、上越市仲町に祀られている
河波良神社において、当土地改良区の太
田理事長をはじめ地区総代・連絡員など
約30名が出席して、厳かに神事が執り行
われました。

この例大祭は「和菴中江用才」の開肖功勞者「塚田五郎衛門」の遺徳に感謝し、五穀豊穰を祈願しているもので、毎年6月20日に挙行されています。

波良神社例大祭奉行
稻荷中江の鎮守
「塚田五郎衛門」に感謝

未来永劫受け継いでいくため、様々な神事が開催されました。

歴史的伝統神事
先人の遺徳に感謝し
五段豊襄玄所

遺徳に感謝し

1



▲美作翁の遺徳と冥福を祈り
読経が行われる(善道寺本堂)



▲美作翁の墓に合掌する役員
(上越市吉町・善道寺境内)



▲先人の遺徳に感謝し
豊作祈願する関係者



▲当土地改良区牧繪理事の「がんばろう」の発声により力強くこぶしを突き上げる（信濃町柏原：信濃町総合会館）

起きた場合も斜面崩落などが発生する可能性があり、大規模な開発をして長期的に安定性が求められる施設を造るのに適さない」と説明しました。

最後に「断固阻止に向けて、運動していく」と反対決議が採択され、参加者は気持ちを一つにして「合同産廃処分場反対団結がんばろう」とこぶしを突き上げました。この集会により、信濃町と上越地域の関係者の連携が図られ、結束がより強固なものとなりました。

今後、上下流域の連携を密にして計画を阻止したいと思

9月8日、上越地域農業水産団体連絡協議会の太田三男会長、服部武副会長と信濃町産廃処分場対策連絡協議会の池田和雄会長、外谷忠夫副会长が設置許可権のある長野県産廃処分場を訪問、5日に採択された反対決議文を望月雄内長野県議会議長と白井千尋同県環境部長に提出しました。

白井環境部長からは「業者側から計画概要書が提出されていない。3月に施行された条例では、業者と関係住民が開かれたところでしっかりと話し合うことが定められている。概要書が提出されれば、業者が住民に説明することになる」と説明されました。

今回の反対行動は、マスコミでも多く取り上げられ、「日本農業新聞」（全国版）は、9月6日の1面トップ記事として扱い、「朝日新聞」（長野版・新潟版）は、特集記事を載せました。この取材のなかで、（株）高見澤の長島敏行専務は「予定地内に断層があると指摘されているため、必要に応じてボーリング箇所を増やし、より安全な施設」と設計をやり直している。このため書類を出す時期は決まっていない」と



▲太田会長から反対集会の報告と申入を行う（左中：白井環境部長）



▲太田会長から反対決議文を望月雄内長野県議会議長へ手渡す（長野県議会議長室）

今回の行動は、長野地域に對して、上下流域の反対意志を表明できたことに成果があつたと思います。今後も信濃町と上越地域が一体となつて、さらに反対運動の気運を高めていきたいと思いますので、皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

社会的責任がある。下流域を汚染する恐れのある施設なら県は認可しない。長野県内の事業を、なぜ新潟県の人たちが反対するのか。新潟県の原発誘致に私たちは反対しましたか」と答えていました。

この行動は、長野地域に對して、上下流域の反対意志を表明できたことに成果があつたと思います。今後も信濃町と上越地域が一体となつて、さらに反対運動の気運を高めていきたいと思いますので、皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

7月17日、上越市三和区川浦に祀られている上江北辰神社において、当土地改良区の太田理事長（協賛会長）はじめ関係役員、地元関係者ら約60名の参列により、当時の先人の偉業を偲びました。この例大祭は「上江用水」第3期掘継功労者「下鳥富次郎」と先人の偉業を偲ぶとともに、今年の豊作を祈願する神事です。富次郎は親子三代にわたり私財と命をかけ、周辺村々の農民は労力を提供することで、民営事業として掘継完成したことから、この偉業を讃えて毎年7月17日に例大祭が執行されています。

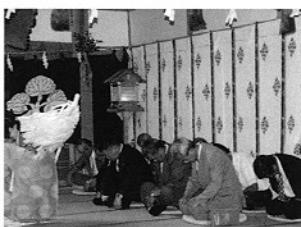
宇賀神社代表参拝実施 ～野尻湖の水神様に五穀豊穣を祈願～

長野県信濃町の野尻湖の中央部に位置する琵琶島には、宇賀神社が祀られており、8月27日、代表役員15名により参拝が実施され、浦安の舞の奉納も行われました。

当土地改良区では、野尻湖の水をかんがい期になると東北電力（株）が管理する野尻湖揚水所水戸口水門から落水管で、農業用水・発電用水に使用できる水利権を持っています。



▲奈良時代から受け継がれる浦安の舞が地元小学生により奉納



▲修祓を受ける代表役員



▲修祓を受ける関係者（上越市三和区川浦：上江北辰神社境内）



▲玉串を奉げる役員

上江北辰神社例大祭執行 ～上江用水第3期掘継功労者「下鳥富次郎」の遺徳に敬意～



シリーズ3
「隨想」

～地域の先人・先達に想いを馳せて～

理事長 太田三男

先号は、「高士地区」の偉人にスポットを当てましたが、今号は「諏訪地区」の偉人にスポットを当て特集します。

～信義貫いた明治の氣骨～ 外務大臣「芳澤謙吉」

(1874~1965年)

おいたち 外交官としての旅立ち

芳澤謙吉翁は、明治7年1月24日、諏訪地区下堀之内の醤油製造を営む地主の第4子として生まれました。上の3人(2男1女)は早世しています。分教場を経て10歳頃から米岡校で学び、高田中学校(現高田高校)に進学するために高田藩の儒学者について学んでいます。高田中学校で3年間学んだ後に上京し、神田駿河台の成立学舎に入学、その後東京英語学校を経て、仙台の第2高等中学校に入学、7年間を同学校で過ごした後、明治29年9月に東京帝国大学(現東京大学)分科史学科に入学しました。1年間で英文科に転科し、特待生となっています。この頃から密かに外交官を目指し学習を開始、法律や経済学を独学で学び、大学を卒業した明治32年9月、外

交官試験に合格、外交官補となりました。しかし、着任が内定した京城公使館は徵兵制が適用されおり、兵役につくことを嫌って翌年1月に領事館に転勤。2月にはアモイ領事館に着任し外交官としてのスタートをきりました。

～アモイ・上海・ロンドン勤務～

中国北部で起きた義和團事件が南部にも波及、アモイ西本願寺が焼けるという事件があり、領事代理として苦労されました。明治35年上海領事館に移り、総領事代理として勤務しましたが、間もなく日露戦争が始まると、旅順が陥落。一方帰国し、犬養毅氏の長女操さんと結婚。その後ロンドンに新妻を伴って着任され、明治45年までに2度にわたり総領事館に勤務しました。

～外務大臣に就任～

昭和7年1月帰国し、そのまま犬養内閣の第46代外務大臣を授受しました。翌年、「5・15事件」により、犬養首相は、海軍青年特務大尉としてパリに着任。国連の常任代表を兼務していました。その後、満州事変が起き、政府の賛成性のない対応と芳澤外交官としての使命感に基づく粘り強い外交手腕が大いに買われました。

～記念公園～

諏訪地区諏訪の翁生誕の地の一部を改造成して、記念公園が造成されおり、園内には題字吉田茂元首相による揮毫での実物大の銅像・東京の芳澤邸から移築した茶室・秘蔵の如意輪觀音を安置した観音堂や記念館などが設置されています。我が郷土の誇れる偉人の足跡を知ることができる場所になっています。そして逝去されて昭和天皇から従一位勲等旭日桐花大授賞が贈られ、高田名誉市民に推薦されました。

最後に、翁が健在であった頃の話として、下野田・本覚坊が菩提寺で、帰省の折は必ず立ち寄られ、深く大使として再び外交の表舞台に姿を現し、中国と我が国との国交に腐心されました。現在、同郷の首相、田中角栄が日中國交正常化を果たしましたが、これも謙吉翁の信義を貫いた交渉の結果と言えます。昭和40年1月91歳にして逝去されました。

芳澤謙吉

明治45年から漢口総領事、翌年からは本省人事課長、北京公使館参事官、本府文化局長、欧米局長を歴任されました。その後、大正12年からは特命全権大使として北京公使館に勤務される間、吉田茂総

～生涯の友人となつた多數の人との出会いの場北京公使館勤務～

明治45年から漢口総領事、翌年からは本省人事課長、北京公使館参事官、本府文化局長、欧米局長を歴任されました。その後、大正12年からは特命全権大使として北京公使館に勤務される間、吉田茂総

～家系～

翁にはご子息が9人いました。孫娘である緒方貞子さんは、82歳にしてご健在です。彼女は、11歳までアメリカ・中国で暮らし、聖心女子大学を卒業し、アメリカに渡り、ジョージタウン大学大学院で国際関係論修修士号、カリフォルニア大学バークレー校で政治学博士号を得た後、日本の国際政治学者・国際協力機構理事長・元国連難民高等弁務官で世界の舞台で活躍中です。さらに義父・緒方竹虎氏は政治家であり、自由党総裁・國務大臣・内閣官房長官・副総理を歴任されました。主人四郎氏は元日銀理事を務められるなど名門の家系でもあります。

明治7年 (1874)
1月24日中頃城郡諏訪村堤之内(ほりのうち)現。
3月大使館参事官として上越市諏訪に生まれる。

明治13年 (1880)
諏訪村初代村長大地主の父義良(じょうりよ)う、母須賀の三男。

明治15年 (1883)
1月大義内閣の外務大臣に就任。5・15事件での犬養首相暗殺を経て辞職。貴族院議員に勅選される。

明治17年 (1884)
2月蘭印(=イングランド)との經濟交渉を受諾。北日本公使になる。この後、駆逐大使。

明治21年 (1888)
1月大義内閣の外務大臣に就任。5・15事件での犬養首相暗殺を経て辞職。貴族院議員に勅選される。

明治23年 (1890)
3月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治25年 (1892)
4月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治26年 (1893)
5月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治27年 (1894)
6月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治28年 (1895)
7月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治29年 (1896)
8月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治30年 (1897)
9月東京帝国大学文学部入学者が、脚氣を病んで帰郷。

明治32年 (1899)
10月蘭印(=イングランド)の大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治33年 (1900)
11月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治35年 (1902)
1月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治36年 (1903)
2月中国廈門(アモイ)の領事館へ赴任。

明治37年 (1904)
3月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治38年 (1905)
4月上海総領事館へ赴任。

明治39年 (1906)
5月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治40年 (1907)
6月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治41年 (1908)
7月中国漢口(はんこう)総領事に任命される。

明治42年 (1909)
8月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治43年 (1910)
9月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治44年 (1911)
10月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治45年 (1912)
11月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治46年 (1913)
12月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治47年 (1914)
1月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治48年 (1915)
2月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治49年 (1916)
3月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治50年 (1917)
4月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治51年 (1918)
5月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治52年 (1919)
6月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治53年 (1920)
7月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治54年 (1921)
8月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治55年 (1922)
9月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治56年 (1923)
10月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治57年 (1924)
11月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治58年 (1925)
12月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治59年 (1926)
1月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治60年 (1927)
2月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治61年 (1928)
3月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治62年 (1929)
4月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治63年 (1930)
5月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治64年 (1931)
6月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治65年 (1932)
7月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治66年 (1933)
8月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治67年 (1934)
9月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治68年 (1935)
10月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治69年 (1936)
11月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治70年 (1937)
12月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治71年 (1938)
1月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治72年 (1939)
2月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治73年 (1940)
3月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治74年 (1941)
4月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治75年 (1942)
5月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治76年 (1943)
6月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治77年 (1944)
7月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治78年 (1945)
8月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治79年 (1946)
9月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治80年 (1947)
10月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治81年 (1948)
11月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治82年 (1949)
12月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治83年 (1950)
1月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治84年 (1951)
2月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治85年 (1952)
3月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治86年 (1953)
4月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治87年 (1954)
5月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治88年 (1955)
6月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治89年 (1956)
7月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治90年 (1957)
8月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治91年 (1958)
9月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治92年 (1959)
10月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治93年 (1960)
11月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治94年 (1961)
12月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治95年 (1962)
1月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治96年 (1963)
2月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治97年 (1964)
3月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治98年 (1965)
4月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治99年 (1966)
5月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治100年 (1967)
6月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治101年 (1968)
7月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治102年 (1969)
8月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治103年 (1970)
9月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治104年 (1971)
10月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治105年 (1972)
11月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治106年 (1973)
12月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治107年 (1974)
1月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治108年 (1975)
2月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治109年 (1976)
3月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治110年 (1977)
4月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治111年 (1978)
5月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治112年 (1979)
6月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治113年 (1980)
7月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治114年 (1981)
8月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治115年 (1982)
9月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治116年 (1983)
10月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治117年 (1984)
11月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治118年 (1985)
12月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治119年 (1986)
1月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治120年 (1987)
2月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治121年 (1988)
3月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治122年 (1989)
4月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治123年 (1990)
5月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治124年 (1991)
6月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治125年 (1992)
7月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治126年 (1993)
8月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治127年 (1994)
9月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治128年 (1995)
10月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治129年 (1996)
11月大使館参事官として北日本公使に任命される。

明治130年 (1997)
12月大使館参事官として北日本公使に任命される。

県営ほ場整備事業の推進

～役職員一丸となり取り組む～

関川水系地域の農業の持続と発展には、効率的な営農に必要な基盤の整備と能力・意欲に優れた経営体の育成が不可欠です。当土地改良区では、国営をはじめとした生産基盤の整備に早くから取り組み、低成本水田農業と経営体への農地集積・連担化の促進に成果を上げてきました。(ほ場整備地区の扱い手集積率：平均65%)

昨今、国・県の厳しい財政事情のなかで公共事業予算が削減され、ほ場整備事業予算が年々減少しています。現在、取り組む8地区(A=1,968ha)も例外でなく長工期化(地区平均工期：13年)している状況です。

ほ場整備事業の遅延は、意欲ある経営体の規模拡大やコストダウンに大きな障害となり、経営体の生産意欲を低下させる懸念があることから、当土地改良区の役職員が一丸となって、国・県へ陳情活動などを続けています。

その結果、当土地改良区の平成21年度当初割当が16億5900万円となり、現在、工事が着実に進められています。当土地改良区としては、安定的な食料供給を行うためには、まず、生産基盤の着実な整備と経営体の育成が急務であり、ほ場整備事業の促進が最も効果的であると考えています。

すでに、平成22年度の予算要望がはじまるなか、ほ場整備事業の推進と早期完了に向けて、引き続き当土地改良区の役職員が一丸となって、21年度以上の予算確保に向けて鋭意努力していきます。



▲ほ場整備事業の状況(三和南部地区：上越市三和区窪)



▲大区画ほ場を大型コンバイン2台で稲刈り作業効率が飛躍的に向上する(板倉西部地区：上越市板倉区南中島)

農地有効利用支援整備事業 ~3地区採択~

本事業は、世界の食料需給の中長期的なひっ迫見込みや主食用米の消費減少傾向を背景に、食料供給力の強化に向けた取り組みが重要となっています。このための取組にあたっては、地域において営農体系の変更を伴うことが多いですが、部分的な施設の構造や排水不良等が支障となって、地域での取組みが阻害される場合があります。このため、部分的な農地の排水条件の改良や用排水施設の変更等への対応を迅速かつきめ細やかに行えるよう、以下の内容について支援する事業です。

- (1) 地域が目指す営農体系への変更及びその定着に必要となる農地や農業用水利施設等の簡易な整備(事業主体：市町村・土地改良区等)
- (2) 施設管理の省力化を図るための簡易な整備(事業主体：市町村・土地改良区等)
- (3) 耕作放棄地となる恐れのある農地及びその農地を受益に持つ農業水利施設等の簡易な整備(平成21年度の経済危機対策によるものに限る)(事業主体：市町村・土地改良区等)
- (4) 上記の取組を推進するための現地指導等の実施(事業主体：都道府県土地改良事業団体連合会)

※「簡易な整備」とは、1か所あたりの工事費が200万円未満のもの(一部例外あり)

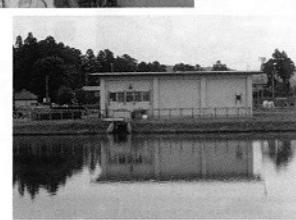
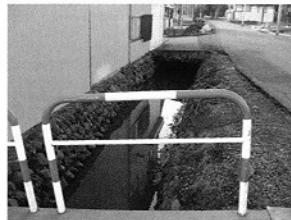
補助率：(1)～(3)国55% 市町村37.5% 土地改良区(地元)7.5% (地域等によって補助率は例外あり)
(4)定額 (上限額は1連合会当たり500万円)

本年度は以下の3地区が採択されました。なお、本年度中に工事が実施され完工します。事業実施期間 平成21年度～平成23年度

工事名：五反田用水木線工事(上越市稲地内)
 工事内容：ベンチフリューム敷設(BF700L=127t)
 事業費：1,224千円

工事名：東沖用水路石積修繕工事(上越市森田地内)
 工事内容：水路橋台補修 一式
 事業費：510千円

工事名：板倉西部地区第2号揚水機場 給水改良工事
 (上越市板倉区南中島)
 工事内容：高架水槽補給用水中ポンプ(Φ50^{3/4})
 事業費：714千円



組合員の皆様へ のお知らせ

忘れていませんか? 土地改良区への届け出

～耕作地の移動、組合員資格の変更には届け出を～

農業委員会に届出済、あるいは登記が完了したので、当土地改良区の土地原簿も必然的に訂正されるとお考えの方も多いようですが、土地改良法第43条第1項の資格得喪の通知義務により、組合員の皆様からの届出がない限り、変更前の状態で賦課されることになりますので、ご注意下さい。

農地の権利関係に、下記のような移動があった場合は、**総務課**まで必ずお届け下さい。

- 農地の権利異動があったとき（売買、交換、賃貸借等）
- 農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）
- 組合員が亡くなられたとき
- 組合員が住所・口座・名義を変更したとき

※注意　・賃貸借等の契約期間満了の場合も届出が必要です。
　・当年3月31日を過ぎての届出は、翌年度からの変更となります。

賦課金の納入は口座振替で

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨していますので、ご希望の方は、**総務課**までお問い合わせ下さい。

口座振替可能な金融機関は次のとおりです。

えちご上越農業協同組合
第四銀行

新井信用金庫
ゆうちょ銀行

公共事業の転用にも……

○地区除外申請と決済金は必要!

当土地改良区管内で公共事業用地（道路、河川等）として、農地を売渡し、寄付した場合でも土地改良法第42条第2項により、地区除外申請と決済金の納入が必要です。

○決済金の負担はどちらが……?

公共工事の用地買収契約調印の際は、除外申請、転用決済金等の問題も、十分、事業主体と協議し、当土地改良区への申請をお願いいたします。

○除外申請後は決済金の納入を!

地区除外の申請後、決済金を納入いただかないと土地原簿から面積削除できないため、従前どおり賦課されますので、ご注意下さい。

浄化槽設置の際は届出を……

○水路使用申請が必要!

浄化槽設置の際、排水先が公共下水道に接続されていない場合は、当土地改良区に確認をお願いします。

※土地改良施設で造成した排水路を経由して、用水路に流入している場合があります。

その他、手続き等で、ご不明な点がございましたら、**管理課**までお問い合わせ下さい。

賦課金について

土地改良区の経常賦課金は、土地改良区の運営費・維持管理費に充てられます。また、特別賦課金は、土地改良事業の借入金の返済金に充てられます。

一人の未納者があつても土地改良区全体としては公平の原則が維持できなくなります。なお、期限を過ぎると、過怠金・滞納金（年率14.6%）が加算されますので、ご注意下さい。組合員の皆様からご理解をいただき賦課金納入にご協力下さいますようお願いいたします。

※口座振替契約の方は、残高不足の場合、振替ができませんので、期日前に残高確認をお願いします。

不法投棄厳禁!

当土地改良区では、管理する土地改良施設の安全点検・清掃を行っています。

昨今、草刈後の草やナイロン、空き缶などが用水路に流れています。また、家屋の廃材、樹木、生活不要品（ひどいときは、自転車や家電製品）等の不法投棄が見受けられ、農業用施設の機能障害の原因となり、ゴミ処理に大変苦労しています。

不法投棄は、農業用水が汚染されるだけでなく、地域の環境を破壊し、近くに住む人の健康や安全を害する恐れのある悪質な犯罪です。

次のような場合には、不法投棄の早期発見・対応のため、当土地改良区まで通報をお願いします。

- 急に大きな穴が掘られた。あるいは、穴を掘るためのユンボがある。
- 出入り口に鉄板が敷かれた。
- 見かけない車が走っている。など

不法投棄は「5年以下の懲役」または「1000万円以下の罰金」として厳しく罰せられます。



第9号の広報はいかがでしたか？
先日、国道253号線の下吉野橋を越えたところに黄色の看板を見つけました。看板には、「早津てるお水彩画展」と書いてあります。気になり、問い合わせると早津さんは、当土地改良区内の組合員で、これまで10年の間、水彩画に魅了され、農家の働く姿や農村の生活風景、人物、動物などの水彩画にも想い入れがあるようで、素晴らしい水彩画などをたくさん見せていただきました。この度、過去10年間の集大成として「水彩画展」を10月2日から上越市民プラザのギャラリーで開催するとのことですので、興味のある方は、足を運んでみたらどうでしょうか。

【問い合わせ】

TEL 025(544)0008 早津様



編集後記